

(令和5年第1回定例会4月会議)

参考資料（議案関係）

議案参考資料

(令和5年第1回定例会4月会議)

担当課(室)係

住民福祉課 住民係

1. 議案名

議案第42号 かつらぎ町印鑑条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

3. 趣旨・目的

全国のコンビニエンスストア等でスマートフォンを用いて印鑑登録証明書の交付を可能とすることに伴い、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

スマートフォンに搭載される利用者証明用電子証明書を使用してコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末より印鑑登録証明書の交付申請ができるよう条例に規定するものです。

(施行期日：令和5年5月11日)

かつらぎ町印鑑条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町印鑑条例(昭和54年かつらぎ町条例第6号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(多機能端末による印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の利用者証明用電子証明書をいう。)が記録されている個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。)を用いて多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機をいう。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を町長に申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(省 略)</p>	<p>○かつらぎ町印鑑条例(昭和54年かつらぎ町条例第6号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(多機能端末による印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の利用者証明用電子証明書をいう。)が記録されている個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を用いて多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機をいう。)に暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を町長に申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(省 略)</p>

議案参考資料

(令和5年第1回定例会4月会議)

担当課(室)係

危機管理課 消防係

1. 議案名

議案第43号 かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件が令和5年3月29日公布され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

3. 趣旨・目的

消防団員や消防活動に協力した者(消防作業従事者)などが、消防活動中の負傷等により介護を要する状態となった場合、市町村は介護に要した費用を介護補償として支給することとされています。

4. 概要

改正の内容

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償の月額基準が増額改定されました。

(1) 常時介護を要する状態

最高限度額(月額) 171,650円 ⇒ 172,550円

最低限度額(月額) 75,290円 ⇒ 77,890円

(2) 随時介護を要する状態

最高限度額(月額) 85,780円 ⇒ 86,280円

最低限度額(月額) 37,600円 ⇒ 38,900円

(施行期日: 公布の日)

経過措置: この条例による改正後のかつらぎ町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第2項の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例 (昭和41年かつらぎ町条例第24号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害(障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が、別表第4常時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合(次号において、「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>172,550円</u>を超えるときは、<u>172,550円</u>)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>77,890円</u>)</p>	<p>○かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例 (昭和41年かつらぎ町条例第24号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害(障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が、別表第4常時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合(次号において、「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>171,650円</u>を超えるときは、<u>171,650円</u>)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>75,290円</u>)</p>

改正後	改正前
<p>以下である場合に限る。) <u>77,890円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が別表第4随時介護を要する状態の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>86,280円</u>を超えるときは、<u>86,280円</u>)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合)あつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>38,900円</u>以下である場合に限る。) <u>38,900円</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>以下である場合に限る。) <u>75,290円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が別表第4随時介護を要する状態の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>85,780円</u>を超えるときは、<u>85,780円</u>)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合)あつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>37,600円</u>以下である場合に限る。) <u>37,600円</u></p> <p>(省 略)</p>